

英國の國防準備

國政研究會

國際事情

昭和十四年二月

中
群馬県立図書館
蔵



6602

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

國際事情

英國の國際準備

昭和十四年一月九日

國政研究會

目次

- 一、學系(國印)全權信、
- 二、國防のための新憲法
- 三、支那戦前前後の山天際的準備
- 四、支那の戦時内閣

以上、

國政研究會
 支那の戦時内閣
 支那の戦前前後の山天際的準備
 國防のための新憲法
 學系(國印)全權信

1. 緊急(国防)全権法
 2. 緊急(国防)全権法
 3. 緊急(国防)全権法
 4. 緊急(国防)全権法
 5. 緊急(国防)全権法
 6. 緊急(国防)全権法
 7. 緊急(国防)全権法
 8. 緊急(国防)全権法
 9. 緊急(国防)全権法
 10. 緊急(国防)全権法
 11. 緊急(国防)全権法
 12. 緊急(国防)全権法
 13. 緊急(国防)全権法
 14. 緊急(国防)全権法
 15. 緊急(国防)全権法
 16. 緊急(国防)全権法
 17. 緊急(国防)全権法
 18. 緊急(国防)全権法
 19. 緊急(国防)全権法
 20. 緊急(国防)全権法
 21. 緊急(国防)全権法
 22. 緊急(国防)全権法
 23. 緊急(国防)全権法
 24. 緊急(国防)全権法
 25. 緊急(国防)全権法
 26. 緊急(国防)全権法
 27. 緊急(国防)全権法
 28. 緊急(国防)全権法
 29. 緊急(国防)全権法
 30. 緊急(国防)全権法
 31. 緊急(国防)全権法
 32. 緊急(国防)全権法
 33. 緊急(国防)全権法
 34. 緊急(国防)全権法
 35. 緊急(国防)全権法
 36. 緊急(国防)全権法
 37. 緊急(国防)全権法
 38. 緊急(国防)全権法
 39. 緊急(国防)全権法
 40. 緊急(国防)全権法
 41. 緊急(国防)全権法
 42. 緊急(国防)全権法
 43. 緊急(国防)全権法
 44. 緊急(国防)全権法
 45. 緊急(国防)全権法
 46. 緊急(国防)全権法
 47. 緊急(国防)全権法
 48. 緊急(国防)全権法
 49. 緊急(国防)全権法
 50. 緊急(国防)全権法
 51. 緊急(国防)全権法
 52. 緊急(国防)全権法
 53. 緊急(国防)全権法
 54. 緊急(国防)全権法
 55. 緊急(国防)全権法
 56. 緊急(国防)全権法
 57. 緊急(国防)全権法
 58. 緊急(国防)全権法
 59. 緊急(国防)全権法
 60. 緊急(国防)全権法
 61. 緊急(国防)全権法
 62. 緊急(国防)全権法
 63. 緊急(国防)全権法
 64. 緊急(国防)全権法
 65. 緊急(国防)全権法
 66. 緊急(国防)全権法
 67. 緊急(国防)全権法
 68. 緊急(国防)全権法
 69. 緊急(国防)全権法
 70. 緊急(国防)全権法
 71. 緊急(国防)全権法
 72. 緊急(国防)全権法
 73. 緊急(国防)全権法
 74. 緊急(国防)全権法
 75. 緊急(国防)全権法
 76. 緊急(国防)全権法
 77. 緊急(国防)全権法
 78. 緊急(国防)全権法
 79. 緊急(国防)全権法
 80. 緊急(国防)全権法
 81. 緊急(国防)全権法
 82. 緊急(国防)全権法
 83. 緊急(国防)全権法
 84. 緊急(国防)全権法
 85. 緊急(国防)全権法
 86. 緊急(国防)全権法
 87. 緊急(国防)全権法
 88. 緊急(国防)全権法
 89. 緊急(国防)全権法
 90. 緊急(国防)全権法
 91. 緊急(国防)全権法
 92. 緊急(国防)全権法
 93. 緊急(国防)全権法
 94. 緊急(国防)全権法
 95. 緊急(国防)全権法
 96. 緊急(国防)全権法
 97. 緊急(国防)全権法
 98. 緊急(国防)全権法
 99. 緊急(国防)全権法
 100. 緊急(国防)全権法

矢継早の總國防法令を発した順序について跡を辿つてみることにする。

一 緊急(国防)全権法 Emergency Powers (Defence) Act

戦時に処して國防上遺憾なく萬般の措置を緊急且つ強権的にとり得るよう政府の権限を拡張するの爲にこの戦争でも第一に行はれることであるが、今次英國の戦争準備は八月廿四日緊急(国防)全権法案の上下兩院通過を中心として命令上の出発點がとられたのであった。

即ち八月廿日独蘇協定成立に対して、チェンバレン首相は八月廿四日の下院で其の驚愕と不満を陳す如く發表したが、同時に緊急(国防)全権法案を提出して其の決意を物語つた。此に對して、平和論の立場から四派員が反対したほか、労働自由兩党ともに賛成するの圧倒的支持を得たのである。斯くて上下兩院を一日間で通過した此の法案は、公共の安全、國王の防衛、有効なる戦争の遂行及食糧供給の確保を目的として、勅令により強権的且つ強権的に措置をなし得るよう全権が與へられたのである。

政府は此の原案(國防)全権法に基づいて、八月廿八日國防法公布した。此の國防法 Defence Regulation

Regulation を先づ九十六條と公布せん。次に廿二條が追加された。

~~此の國防法は、~~

The Defence Regulation 1934 (Part I) - Manufacture of Explosives (Defence) Part
 1. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 2. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 3. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 4. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 5. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 6. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 7. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 8. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 9. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 10. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 11. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 12. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 13. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 14. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 15. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 16. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 17. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 18. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 19. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 20. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 21. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 22. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 23. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 24. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 25. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 26. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 27. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 28. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 29. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 30. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 31. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 32. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 33. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 34. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 35. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 36. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 37. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 38. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 39. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 40. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 41. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 42. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 43. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 44. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 45. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 46. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 47. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 48. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 49. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 50. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 51. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 52. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 53. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 54. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 55. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 56. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 57. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 58. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 59. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 60. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 61. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 62. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 63. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 64. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 65. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 66. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 67. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 68. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 69. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 70. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 71. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 72. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 73. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 74. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 75. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 76. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 77. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 78. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 79. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 80. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 81. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 82. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 83. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 84. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 85. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 86. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 87. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 88. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 89. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 90. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 91. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 92. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 93. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 94. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 95. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 96. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 97. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 98. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 99. Manufacture of Explosives (Defence) Part
 100. Manufacture of Explosives (Defence) Part

一九三九年國防法

The Defence Regulation 1934

(The Ministry of War Order No. 100)

第一部 國家の安全に関する規定

重要^公業務に対する妨害

「一」ニ 重要^公業務 財産^情 報又は防衛信号に関する欺瞞又は虚報 及び電信^機の故意の妨害は禁ず

「二」ニ 王の官吏がこの職務^執を執行し又は其他の人々が重要^公業務^を執行するに對して妨害を禁ぜらる。此の規定はストライキを行ひ又はストライキに参加する(若し)他人に暴力を用ひずし(勧誘することには適用がない) 敵の援助又はサボタージュ

「三」ニ 敵を援助するが如き行爲 又は王のたの使用する若しくは使用せらるべき物に對するサボタージュ (機械、製品等に故意の損害を加へること)は終身懲役に処せらる。

利敵^情報の防止

何人^と離れ

「三」正当の権限なくして、敵國に直接又は間接に利用するべき虞ある情報を入力、記録又は通信することを得ない。

「四」敵國代理者と通信することを得ない。

「五」正当の権限なくして、禁止区域に於て、寫眞器を所持し、撮影し、又はスケッチすることを得ない。
通信手段の統制

「六」特許、新案及商標に關する現行法は、内務省又は海軍省が情報発表を制限せんとする場合、特許、新案及商標の詳細を必要とする場合、又は其等のプランと記録とを使用せんとする場合、無視されることがある。特許権又は新案登録は特許局長官 *Comptroller-General of Patents* の許可ある場合にのみ受けられる。

通信手段の統制

「七」権限なき人は、敵國船舶又は飛行機と信号をなし、又は國土防衛に有害なる目的を以て如何なる信号も發送することを得ない。

[Faint, mostly illegible handwritten text in a large rectangular frame on the right page.]

- 〔八〕無線電信装置の所有又は操作は、命令により、郵務總監發行の認可がある場合にのみ許される。発信装置の使用は禁止又は制限される。此の規定と遵守せしめられたるには強権が用ひらる。
- 〔九〕家庭飼育又は競争用の鳩の使用は制限され、此の規定と強制せしめられたる官憲は居住を^止入ることを出来る。
- 〔十〕権限ある人は、如何なる秘密通信（例へば暗号）又は斯かる方法に使用せらるべき暗号解讀法を所有し又は團外に送ることを禁ぜらる。
- 〔十一〕郵便又は小包、その他情報を含む^{けたる}紙又は記録したるもの、發送は、命令により、禁ぜらる。英國を出入する旅客又は荷物に、疑はしき場合は、搜索せらる。
- 一定の居住又は地域への出入
- 〔十二〕命令により、居住は権限あるもののみ出入し得る保護個所 Protected Place として宣言せらる得るか之は施行規則によつて行はる。保護個所に侵入したるものは、搜索、拘留又は放逐せらる。
- 〔十三〕^{同様}保護地域が~~別條~~指定せらるるが、外国人又無籍者は官憲により他に移せらる。
- 〔十四〕保護個所、地域又は其他必要と思はるる場所には、内規 Byelaws が設けらる。

[Faint, mostly illegible handwritten text in a foreign language, possibly German or French, covering the right page of the document.]

Handwritten text in a rectangular frame, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is written in cursive and is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

「十五」王の職務の爲に使用する、建物、車、船舶又は飛行機に近づくことを禁せらる。

「十六」国防作業場、保護箇所又は其附近を通る道路及水路は停止又は変更せらる。
國民の移動及行動に關する制限。

「十七」英國國民又は英國の保護を受ける國民は、敵國領土、船舶又は飛行機に立入る可らず。此の規定を犯したるものは、最高五年の懲役又は五百磅の罰金、若しくはその兩者を課せらる。

「十八」英國國民は指定せられた港以外を通じて國內から出入ることを禁せらる。その場合移民官吏人 Immigration Officer の許可が必要で、且つ身分證明の規定が設けらる。

「十九」一に疑はしき人の行動は、命令により、制限せらる。
「二十」一に疑はしき人が一定の物を使用し、人を雇傭し、通信することは、命令により、禁止せらる。又、命令によ

り、彼等の拘留 Detention せらる。斯かる命令に対する反抗は、此の規定により設けられた委員會の審問に附せらる。

「十八の三」何人と雖も、後虜の逃走を幫助することを得ない。後虜に接近することを並に彼等の行為、移動

Handwritten text in a foreign language, likely German or French, covering the right page of the document. The text is arranged in vertical columns and appears to be a continuation of the regulations or a commentary on them.

又整備は命令により規定せらる。

Secretary of State

「十九」船舶又は飛行機の出發が禁止せらるる時がある。此の規定に基づく命令は海軍により二十四時間以内の確認せらねばならぬ。

「廿」外國人はその名を夜へ、又は他人の名で營業することを得ない。英國臣民の名の変更は新規定の制限に従はねばならぬ。

第二部 公共の安全と秩序。

公共の安全（避難、宿泊割当、空襲等）

「廿一」如何なる地区と雖も、避難命令が發せらるる。此の命令を實施する手續は細目に規定せらるる。

「廿二」避難民を宿泊せしめ、命令を給し、保護すべき宿泊割当の通知を居住所有者は受けしむる。

ある之に對して支拂はるべき金額は保健相により決定せらるる。此の規定に服せざるものは、最高五十磅の罰金又は三ヶ月の禁錮若しくはその兩者を課せらるる。

此の宿泊割当通知に關する異議は、保健相の任命する委員會で受理せらるる。

〔廿三〕 権限ある官憲の要求により、敵襲の恐れを保護するため、建物を徹夜する事が出来る。警
 察署長は公衆登り場の使用を制限する事が出来る。
 〔廿四〕 地方的又は全圖的命令により、烽火及音響の制限が行はれる。一定道路の通行禁止、反射烽火及
 騒音の防止、警報信号としてのサイレン使用などが此の規定に合致する。その遵守が官憲その他により強制される。
 〔廿五〕 戦闘行為により危険となりたる場合（例へば毒ガス又は不発弾により）建物は閉鎖、隔離又は破壊される。
 〔廿六〕 不在建物の電気、ガス又は水道は供給を停止される。
 〔廿七〕 補助消防隊 Auxiliary Brigade は消防隊 Fire Brigade と同様の権限をもち、担当地区
 外にも應援せしむる事が出来る。
 〔廿九〕 特別消防隊担当地区が決定される。その他一定地区では消防隊の共同活動が規定される。
 〔卅〕 戦闘行為の結果生じた死亡には、通常の埋葬、検視及證明書発行は適用されない。
 〔卅一〕 戦死者の遺骸、結核及び死亡に關して暫定的監督登録官が代理登録官が任命される。
 〔卅二〕 戦争による被害者は適當の措置を講ずるため、保健相は病院に指揮命令し又は之を管理す

〔廿三〕 権限ある官憲の要求により、敵襲の恐れを保護するため、建物を徹夜する事が出来る。警
 察署長は公衆登り場の使用を制限する事が出来る。
 〔廿四〕 地方的又は全圖的命令により、烽火及音響の制限が行はれる。一定道路の通行禁止、反射烽火及
 騒音の防止、警報信号としてのサイレン使用などが此の規定に合致する。その遵守が官憲その他により強制される。
 〔廿五〕 戦闘行為により危険となりたる場合（例へば毒ガス又は不発弾により）建物は閉鎖、隔離又は破壊される。
 〔廿六〕 不在建物の電気、ガス又は水道は供給を停止される。
 〔廿七〕 補助消防隊 Auxiliary Brigade は消防隊 Fire Brigade と同様の権限をもち、担当地区
 外にも應援せしむる事が出来る。
 〔廿九〕 特別消防隊担当地区が決定される。その他一定地区では消防隊の共同活動が規定される。
 〔卅〕 戦闘行為の結果生じた死亡には、通常の埋葬、検視及證明書発行は適用されない。
 〔卅一〕 戦死者の遺骸、結核及び死亡に關して暫定的監督登録官が代理登録官が任命される。
 〔卅二〕 戦争による被害者は適當の措置を講ずるため、保健相は病院に指揮命令し又は之を管理す

〔廿九の二〕 國土防衛又は効果的戦争を行はざる如き宣傳は禁せらる。
 〔廿九の三〕 地方的又は全國的命令により、旗の掲示が禁止せらる。
 〔廿九の四〕 一八九九年不法団体行動取締法 The Unlawful Drilling Act 及び「國土防衛」手續は、検査止
 Director of Public Procautions of 警察官令が Summary Jurisdiction Act 1866 及び
 最高三月の禁烟又は百磅の罰金若しくはその両者を課せらる。
 〔廿九の五〕 重大なる秩序紊亂を生じしめ又は不測を増大するが如き、団体行動又は集會は禁止せらる。
 〔四十〕 内務省は ^{警察官の特別監督官に} ~~警察官の特別監督官に~~ 任命するに任ずる。

第三部 船舶及飛行機
 〔四十三〕 海軍省は命令により、水上飛行機を含む船舶の行動、航海、水先案内、投錨、繫船、碇泊、及船作業の
 全般に亘つて統制するを得る。
 〔四十四〕 海軍省は命令により、燈台、ブイ、及その他航路補助手段の使用を統制する。海軍省の許可なくして、此等

施設のする更へを爲すことを得ない。
 10

第五十二條 官憲の目的のために土地の使用は命令により公布せらるる
 第五十三條 主務官廳は英國内外の~~所有~~財産を徵發し之を処分し又は徵發財産の移轉を禁止する
 第五十四條 主務官廳は英國船舶及飛行機を徵發し第三者の権利をもつことを得
 第五十五條 主務官廳は命令により何れも種類の商品を雖もその製造、処理、貯蔵、移動、運送、分

禁せられた。王の権限を委任せられたる官吏は、此の命令に背ける飛行機を墜落せしめ、命令を禁し得る。

第四部 食糧其他の供給及び事業の統制

一般規定（土地、財産及企業に対する全権）

第五十一條 王の権限を委任せられたる権限を有するものは、^{總ての}~~土地~~ ^{に如何なる}~~事務~~ ^も土地~~事務~~工作~~を~~し、^{何れなる}物件をも設置~~し~~
 せしめ得る。工作せしむるときは、当該地上の物件を破壊することを得。

第五十二條 前項の目的のため、主務官廳は土地を收用し、その土地に権利を有するものと同様の使用処分の権利を
 有し、その所有者又は占有者から報告を徴することを得。

第五十三條 官憲の目的のために土地の使用は命令により公布せらるる

第五十四條 主務官廳は英國内外の^{土地以外}~~所有~~財産を徵發し、之を処分し、又は徵發財産の移轉を禁止する
 得。此の規定は通貨、金、公債又は流通證券には適用せらるる。

第五十五條 主務官廳は英國船舶及飛行機を徵發し、第三者の権利をもつことを得。

五十二 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十三 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十四 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十五 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十六 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十七 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十八 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
五十九 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、
六十 主務官廳は、前条第一項の規程に基き、主務官廳に於て、

配 処分、取得、使用又は消費を規整し、制限し、特に此等の物の販賣價格を統制することを得。(一) 重要事業
に關する企業を規整し、又はその費用を制限することを得。い、この企業、特別な記録を保存するよう要求す
ることを得。(二) 記録及び図籍の提出を要求する^{こと}を得。尚ほ此の規定を執行するための居宅に立入り捜索するを得。旨
も規定する旨。主務官廳は、企業計画の中止又は変更を命じ、他の法的制限以上に費用を支出せしめ、又は
その代理者の如く企業を行ふことを得。
〔五十六〕主務官廳は、公共企業の運営を指令し、現在の規則を緩和し、又は詳細な報告を求め、ことを得。
〔五十七〕一九三八年重要物品(食糧)貯蔵法に基き、権限を有する大臣又は官廳は、当該貯蔵品を自由に
処分することを得。
〔五十九〕工場及鑛山は、必要と認められる場合、現行規定の法律の適用を命令により免せしめ得。
〔六十〕工場労働者の安全と幸福のため、命令により、保護規定を制定し得。
農業及漁業
農漁相は――

第六十一條 命令により農耕地の保^全を命ずることを得
 第六十二條 倉糧品生産の増加又は維持のための肥料を統制し、命令に服せざる場合又は土地を乱用せる場合、その小作権を停止することを得
 第六十三條 被害を防止し倉糧供給を増加すための、害鳥獣及害虫駆除のため、土地立入の権限を有す
 第六十四條 漁業を統制す
 第六十五條 既存の漁業権を自ら行使することを得
 第六十六條 商務省は、命令により、樹木の伐採販賣を禁じ、伐採樹木の販賣価格を統制し、又は樹木を伐採せしむることを得（此の規定はその後直ちに商務省から供給者に所管者への修正があつた）
 運輸（鉄道、道路及港湾）
 運輸^相は命令により――
 第六十九條 鉄道を統制し、その財産の自由処分格を要求し、その企業運^る営と指令通りに実施せしめ得
 第七十條 国道上の交通統制をなし、その道順を指示し、一定種類の車と一定道路にのみ使用せしむことと禁ず

第六十一條 命令により農耕地の保^全を命ずることを得
 第六十二條 倉糧品生産の増加又は維持のための肥料を統制し、命令に服せざる場合又は土地を乱用せる場合、その小作権を停止することを得
 第六十三條 被害を防止し倉糧供給を増加すための、害鳥獣及害虫駆除のため、土地立入の権限を有す
 第六十四條 漁業を統制す
 第六十五條 既存の漁業権を自ら行使することを得
 第六十六條 商務省は、命令により、樹木の伐採販賣を禁じ、伐採樹木の販賣価格を統制し、又は樹木を伐採せしむることを得（此の規定はその後直ちに商務省から供給者に所管者への修正があつた）
 運輸（鉄道、道路及港湾）
 運輸^相は命令により――
 第六十九條 鉄道を統制し、その財産の自由処分格を要求し、その企業運^る営と指令通りに実施せしめ得
 第七十條 国道上の交通統制をなし、その道順を指示し、一定種類の車と一定道路にのみ使用せしむことと禁ず

[七十一] 主務官廳は、道路、橋梁、及隧道の維持改良をなすことを得。
 [七十二] 現行の車輛認可規定を修正することを得。
 [七十三] 北支那に關する現行規定を改正することを得。
 運輸相又は商務相は
 [七十四] 命令により、港内内の交通を統制することを得。
 [七十五] 港内及鉄道構内の輻輳を緩和する目的、貨物の移轉を命令することを得。
 [七十六] 運輸相は、命令により、彈藥、爆発物及可燃物の移動及貯蔵を統制することを得。
 補充規定
 [七十七] 主務官廳は、審問の實施を命令し、そのために必要を總てこの規定をつくり、又は召喚状により審問會
 に出席し、宣誓するに證明するもの要求することを得。
 [七十八] 第四部の規定に關する違反は主務官廳により起訴される。

ことを得。
 [七十一] 主務官廳は、命令して、道路、橋梁、及隧道の維持改良をなすことを得。
 [七十二] 現行の車輛認可規定を修正することを得。
 [七十三] 北支那に關する現行規定を改正することを得。
 運輸相又は商務相は
 [七十四] 命令により、港内内の交通を統制することを得。
 [七十五] 港内及鉄道構内の輻輳を緩和する目的、貨物の移轉を命令することを得。
 [七十六] 運輸相は、命令により、彈藥、爆発物及可燃物の移動及貯蔵を統制することを得。
 補充規定
 [七十七] 主務官廳は、審問の實施を命令し、そのために必要を總てこの規定をつくり、又は召喚状により審問會
 に出席し、宣誓するに證明するもの要求することを得。
 [七十八] 第四部の規定に關する違反は主務官廳により起訴される。

第五部 一般規定及補充規定

〔七十九〕 軍に使用し又は使用すべしと信せらるる、廢棄物を見出したる場合その個所を直ちに警察の届出をせねばならぬ。また、警察の指導なくして該遺棄物に手を出すこととはごまかぬ

〔八十〕 一九二二年又一九三七年セネガール條約(赤十字の乱用に關する)の罰則が拡張せられた

〔八十一〕 法律により権限を有するものは如何なる物件及情報をも入手し得る

〔八十二〕 裁判官、監督警察官又は上級警察官は、犯罪の證據獲得のため、住宅立入り捜索の権限を自由に行使することを得

〔八十三〕 警察官及び権限を有するものは逮捕状なくして逮捕する権限をもたしめらるる

その他此の第五部には、虚偽の陳述、情報曝露の防止並に禁止、土地への立入り及捜索、居住立入の實力行使、違反及違反者幫助、法人違反、罰則、訴訟手續、命令の取消及変更、甘蘇格蘭、北愛蘭及シリー諸島への適用、印度、ヒルマ及南ローデシヤに關する特別規定を含む

〔八十四〕 警察官は、犯罪の證據獲得のため、住宅立入り捜索の権限を自由に行使することを得

〔八十五〕 警察官及び権限を有するものは逮捕状なくして逮捕する権限をもたしめらるる

〔八十六〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔八十七〕 警察官は、犯罪の證據獲得のため、住宅立入り捜索の権限を自由に行使することを得

〔八十八〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔八十九〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十一〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十二〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十三〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十四〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十五〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十六〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十七〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十八〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔九十九〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

〔百〕 警察官及び権限を有するものは、如何なる物件及情報をも入手し得る

国防に關する諸法律 (五ノリストは九月九日、九月十六日に依る)
 九月日英國下院は十六件の法案を通過した。之は戰時緊急に應ずる立法の最初のものであ
 り、
 戦時緊急に應ずる立法の最初のもの
 戦時緊急に應ずる立法の最初のもの

国防に關する諸法律 (五ノリストは九月九日、九月十六日に依る)

九月日英國下院は十六件の法案を通過した。之は戰時緊急に應ずる立法の最初のものであ
 り、
 戦時緊急に應ずる立法の最初のもの

補償(國防)法 (此の法律は國防上の緊急措置に關する全權を行使するに際して、提起せられたる訴訟
 Compensation (Defense) Act)

に關して補償の原則を定め、緊急時を利用して多額の請求となすを防止せんとするもの

統一基金(米用)第三法 (此の法律は政府の支出を補償するもの、統一基金から五億磅を支出せしむるものあり
 Consolidated Fund Appropriation (No. 3) Act)

訴訟(緊急全權)法 Courts (Emergency Powers) Act 此の法律は主として、裁判所の許可なく
 して、權利を有する場合にも、訴訟を提起せしむる旨を規定する

通貨(國防)法 Currency (Defense) Act 戦時中における金の目的のため、為替平衡協定を用
 いることか、此の法律により規定せらる。郵便為替 Postal Order 及び一定の銀行券を

法定通貨同様に流通力をもたしめ、
 英蘭銀行により政府寶金から特定銀行その他に

貸付金を行はしめる金融上の補償に關するもの

重要建物及企業設備に関する法律 Essential Buildings and Plant (Repair of War Damage) Act
(戦争被害補償法)
 この法律は、国民の福祉に不可欠の目的の用に使用する、建物又は斯の目的の用に経営する、企業設備が、戦争の目的損害を被つた場合、その復旧のための事項を規定する。

住宅(緊急全権)法 Housing (Emergency Powers) Act 前項の法律と同様の規定が住宅に關しても行はれる。地方自治體は、此の場合、必要なる事項をも亦も権能を附與せらる。

輸出入及関税全権(國防)法 Imports, Exports and Customs Powers (Defence) Act 商務省は輸出入を統制する全権を附與せらる。此の統制は沿岸船舶及積荷にも適用せらる。

地主及小作人(戦争損害)法 Landlord and Tenant (War Damage) Act 此の法律の目的は戦争により損害を被りたる土地に關係する地主、小作人その他の人々の権利と責任を規定する。

地方吏員法 Regional Commissioners Act 地方吏員その他國民防衛の調整事務に任命せらるる人々の俸給及手当支拂のことが規定せらる。下院議員が此等の地位に任命せらるる場合、通常有給職に就きたる議員に行はれる名譽職制は適用せらる。

Essential Buildings and Plant (Repair of War Damage) Act
 Imports, Exports and Customs Powers (Defence) Act
 Landlord and Tenant (War Damage) Act
 Regional Commissioners Act
 Housing (Emergency Powers) Act

Pensions (Emergency Provisions) Act 此の法律は国民健康保健及保険料附年金の加入者が軍に加はり又は戦時作業に従事したため傷害を被りたる場合にもその権利を喪失し得る旨を規定する

戦争被害を受けたものに関する法 (戦時規定) Personal Injuries (Emergency Provisions) Act 此の法律は空襲又は国民に対する軍事行動の目的に傷害をうけ又は死したるものに対し交付金を支給する規定である

九月二日には更にマン島法 (戦時規定) Sale of Man (Man Legislation) Act 下院議員 (王の職務に勤務) 法 House of Commons (Service in His Majesty's Force)

Act 年金 (海軍陸軍空軍及商船隊) 法 Pensions (Navy, Army, Air Force and Mercantile Fleet) Act 三件が通過したほか 左の法律も成立した

裁判所構成法 (緊急時規定) Administration of Justice (Emergency Provisions) Act 此の法律は戦時中実施するべき裁判所の構成を規定したもので、此に基き裁判所及記録を危険区域から

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like "The Government of India" and "Ministry of Home Affairs"]

地方へ分散移轉し、巡回裁判所開設を續く。その他裁判所に關する諸規定を改正し、大法官の権限を
任と認め、陪審構成の員數を縮減し、留置期間の延長を認められた。

此の蘇格蘭に於けるものとして、(蘇格蘭)裁判所構成法(緊急時規定) Administration
of Justice (Emergency Provisions) Act (Scotland) 1944

九月四日は、蘇格蘭教育(戰時勤務退職法) Scotland Education (War
service supernumeration) Act 國王の海兵、水兵、志願海兵並に陸軍、空軍
及空軍隊 Royal Marines, Navy and Marines (Mills) and Military
and Air Forces (Ordering of Service) Act 1944



Faint, illegible handwriting in a rectangular box on the reverse side of the page.

九月五日に於て左の六件の法律が(自)体

~~地方公務員~~ (臨時勤務) 法 Local Government Staffs (War Service) Act 地方職は

國民防衛を念ひ戰時勤務に従事する職員^自の給料と均衡せしむる権能を有す。

國民登録法 National Registration Act 既に國民登録の組織の^自準備に入信したもの^自に

施して之を保健相又薪格蘭相の事務官格に属せしむる旨を規定する。

教員退職金(對勤務)法 Teachers Superannuation (War Service) Act 教師が^自時勤

務に従事する場合に^自年金の特権を保持すべきを規定する。

對的貿易法 Trading with the Enemy Act 敵國との貿易に關する普通法の権能は成

文法の從則とせしむ。本法は對的貿易に關する諸規定を^自罰則が規定せしむ。

失業救済(緊急全權)法 Unemployment Assistance (Emergency Powers) Act 現在失業

業救済法の適用範圍外にあるもの^自戰時により生ぜしめられたる事情により困難に陥りたる

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like 'The Government', 'Local Government Staffs', and 'War Service']

入及び中当の支給 *Emergency Unemployment Insurance Act* の法

失業保険 (緊急全権) 法 *Unemployment Insurance (Emergency Powers) Act* の法

律の目的は 戦時必要に應じて失業保険の範囲を規定に基いて改正せしむる

九月より更に法律五件が成せしむが *Emergency Provisions Act* の法律は *Act*

輸入 (緊急時) 規定) 法 *Import Duties (Emergency Provisions) Act* の法律は *Act*

急時中 輸入諮問委員會の法律的功能を停止して *Emergency Provisions Act* の法律は *Act*

輸入計画を承認する権力を与へた

所得税手続 (緊急時規定) 法 *Income Tax Procedure (Emergency Powers) Act* の法

律の效果は戦時中 現行所得税法による職務分類の地方的立場と必要に應じて改正す

るに由る

此の二件と同時に通過せしむる 國庫會計検査法 *Treasury and Audit Department*

ments (Temporary Provisions) Act 政府その他所有株券法 *Government*

and Other Stocks (Emergency ~~Stocks~~ Provisions) Act 蘇格蘭地方
 法 Sheriff Courts (Scotland) Act 1908
 更に九月七日左の二件が成立した
 戦争損害の責任に関する法律 Liability for War Damage (Miscellaneous Provisions) Act
 この法律は受託者がその占有にかゝる物を戦争の結果喪失又は損害をうけたる場合その責任を救
 済するものがある
 警官及消防隊員(戦時勤務)法 当該官職は警官及消防隊員が王の勤務に服する期間その
 俸給を補充し得る旨を規定し、またその退職金及年金に関する権利の繼續をも規定する。

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like "The Government of Scotland" and "Sheriff Courts"]

三、宣戦布告前後の實際的準備

前記の如く、國防準備は先づ國家(國防)全權法と國防法により、政府の戦時権限の拡張が行はれ、此と並行して諸戦時立法が相踵りて行はれしが、此の外に、前記國防法に基いて政府は必要に應じ勅令を出すが出来、また既存の國民防衛各法律を補足する細目規定の意味で各種の省令を續々と出して居る。此等勅令及省令による實際的準備の進行状態を次に見よことにする。

八月廿日独蘇協定發表より、折柄舉行中だった防空博覧はそのまゝ、本式となり、内務省から各家庭に防護團 Wandon の連絡と緊密にし燈火遮散準備を完全にするよう命令が發せられ、特別警察隊に属して居た監視隊 Division Compas は空軍省管轄に移され、博物館は閉鎖され貴重品移轉の準備が迫られ、また對空による死傷國民を收容する準備をなすよう保健省から全國病院に通牒が發せられ、その他遊玩用動物の処置に至るまで詳細な命令が發せられて、戦時生活への指導が行はれた。

Handwritten text in a rectangular frame on the right page, likely a translation or commentary on the adjacent page's content. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and blurring.

斯る平時の法律に処置せざる限りの戦時準備が行はれたが、前述の通り八月廿四日(月)国防全權法が成立し、次いで廿八日には同法に基き、九十六條の「防法」が公布された。同日には与童の避難措置が実施が発表された。此の空襲を蒙る虞ある都市から与童と地方へ分散避難せしめる任務は九月一日から実施され、其の保護者教師等合せて三百万人の計画であったが、更に避難指定都市は追加された。此項愚業省では愚業顧問を任命して戦時愚業指導の充てがが期せられた。補助国防軍、航空予備志願兵の充員が行はれた。其他工場、鑛山、商店等に避難設備が命せられた。一方地中海及びバルチック海は一時商船の航海を禁せられた。海軍省は「防法」施行後直ちに同法に基き、最初の勅令を出して、船舶積荷を完全に統制下に置いた。廿九日(火)には避難与童の教育上の措置が請せられた。首都圏と京近地域の道路に交通制限が行はれた。其他、空中から見える地域表示物の撤去又は擬装が命せられた。内務省には擬装につき諮問に應ずべき建築技術顧問委員会が設置された。劇場映画館等の戦時処置も決定された。同日首相は下院に於て全防空組織が全く準備完了する旨を言明した。

三日(水)には保健省から細目に亘る各種の省令が發せられ、戦時に於ける病院の設備及管理に関する通牒が發せられ、避難者收容区域に於ける^{特志}義務保母の援助が求められた。無電發信機は國防法に基き、^{民間}装置取外しを命ぜられた。ロンドン市内居住者のための防空壕が掘られ始めた。
 二十日(木)には百世の子童を含む三百万人と危険地区から避難せしめることに正式決定して其の準備を定めた。その主なるものは倫敦の交通能力を^{避難}避難実施中を通じて極力制限して短期間に内滑な避難を実施せよとのことである。この日艦隊の乗員召集及び陸軍予備兵と航空予備兵の召集が行はれた。また、プールからバーミンガム西部を経てストンヘヴンに至る線の東側と同線西側の特定地区上空に於て民間飛行機の飛行禁止が發表された。その他常備防空隊員の二割召集、公共避難所のための土地建物の收用、防空壕の開設、緊急避難所の設置などが全国的に行はれた。また一週間以上の食糧買溜を禁止された。全國民へがスマスクを配給するよう發令された。この日、^{九月}海外電話はすべて中断された。

日(金)は念々國民防衛の全機構が活動を開始した。ARP防空隊員は全員召集され、戦時

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and bleed-through.)

Handwritten text in a foreign language, likely French or German, covering the right page of the notebook. The text is dense and occupies most of the page area.

予備警察隊 Police Man Reserve も同様召集された。空襲警報以外にサイレンの使用が禁止され、日没以後完全に灯火管制を定規するよう通牒が發せられた。若童達の遊藝が指定都市では開始され、同時に追加指定も行った。保健省令で、戦時住宅以外に重要建物も國民生活に必要な限り政府で建築を維持することを出来るようになった。外國向の書状の検閲も開始された。悪家の収養手傳の口の奉仕團の協力が求められ、また未登録貨物自動車所有者に対し戦時登録するよう要求された。年金生活者や口保健保険加入者へ特に戦時生活の負擔が過小なく割当されるなど國民生活の細部まで戦時規定は入念に行った。小麦粉糖類、菓物、野菜及砂糖等の輸出が禁せられた。

二日(土)には國璽尚書による國防準備を更に迅速且つ完全に完成するにばもつと多數の同志協力者と必要とする旨強調された。空襲時に於ける自動車運転手に対する詳細な訓令が發せられ、灯火管制を更に完全にしよう各家庭の完全な協力が要請された。保健省令により特定病院勤務の醫師が召集され、民間予備看護人 Civil Nursing Reserve も同様召集された。その他、エニパイマ・エヤメール航空路も一部停止され、東海岸出漁中の漁船は帰港を命ぜられ、鉄道が

1914年8月14日、英海軍がドイツの戦艦無敵艦隊を北海で撃破した。この勝利は、英海軍の優越性を示し、ドイツの海軍力を弱めた。同日、ドイツは中立国に宣戦布告し、第一次世界大戦が正式に勃発した。

イヤモ一部停止ナレド。商務省は戦時保険局 War Risk Insurance Office を設置スルモ也。貿易保護の対策が講ぜられた。

三日(日)に對独宣戦布告が行はれたが、既に國民生活の一切は戦時態勢に入つて居た。此の目から劇場映画館其他娯樂場はすべて一時閉鎖スル。多數人の集會も特別な場合のほか禁止スル。遊蕩區域の若者は一週間に一度の休日を實施し、一般民衆は道路を徘徊せぬよう警告スル。職業紹介所は失業報告を確實に實施するよう特殊措置がとられた。

四日(月) 商務省は、戰爭開始と共に敵國との貿易は違法であると宣言し、その他倫敦割引市場で割引される手形引受の制限とか銀行閉鎖に關する規定とか大蔵省の資本支出制限に關する規定などが發表された。英國商船は海軍部が禁制品監視隊の隨檢の義務を負はせられた。民間鉄道貨車は國務相により徵發スル。グリーンズゲート魚市場は閉鎖スル。魚類販賣の経路が変更スル。

切符配給制のオーストリアに於ては、國務相により十五人の食糧調整官が任命スル。釐山向より石油供給の統制が發表スル。在留外國人の登録制が實施された。鉄及鉄鋼工業は勅令により供給相

Faint handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading.

の統制下におかれ最高価格が決定された。鉱山局では石炭の輸出、卸賣及小賣価格を決定し、秋季初当標準が燃料又燈火について行はれた。供給省の命令により重要商品の価格及配給の統制が行はれたことになったが、その対象は鉄及鉄鋼、非鉄金属、アルミニウム、羊毛、亜麻、大麻、黄麻、絹、人絹、木材、紙、皮革、梅毒、又工業用酒精等である。肉類及小麦粉の価格も命令で決定された。また農業相は「土地耕作令 Cultivation of Land Order」が發布され、戦時農業執行委員会 War Agriculture Executive Committee がこの食糧生産のための国防法により與へられた権能を自由に行使せしめることになった。

商務
 Board of Trade Order により州参事會の外に地方自治体にも食糧統制委員会 Food Control Committee が設置されることになった。その他、効果的戦争遂行のため、産業並に貿易を統制する諸手段が勅令により公布された。

九月五日(火)園内の倉糧増加の目的農家の責任重大なりと農業相がラヂオで呼びかけられたが、本年の收穫時に當つて兵隊の一部を農業應援に使用せしめ、陸軍側の処置が行はれた。運輸相は假免許状所有者に國民奉仕運轉免許状を發給し、自前車運轉手不足に備へた。

The Executive Committee of the Board of Trade has decided to recommend to the Government that the Government should take steps to ensure that the supply of essential goods is maintained at a level sufficient to meet the needs of the population. This includes measures to control the export of such goods and to regulate the price of essential commodities. The Government has agreed to these recommendations and has issued orders to that effect.

尚ほ九月四五両日には次の五勅令が公布された。即ち、穀物及其加工品徴税及統制令により穀物其他の^{手持}農産品一切と更に將來英國に入荷もの一切とを徴税することになり、飼料(假)價格令で飼料を統制し、英國人の生活に缺くことの出来ぬ茶にフリスは、その卸賣及小賣價格を公定する。茶(假)公定價格令し、認可するに本國外と茶の取引は之を禁止し且つ現在の^{手持}農産品はすべて食糧(戰時計画)局より管理するべし旨を規定した。茶統制令が公布され、また輸入罐詰類の現在の手持品及び將來の入荷につき特別な措置をとり、よう勅令で規定した。

九月六日(水)在外財政力と一に種々の此を強化するたの、^{にあって}發行局の準備金 ^{を替} Reserve in the same Department is ^{為替} Exchange Account に移すにたり、直ちに二億八千万磅が移されたが、そのたの英蘭銀行の保証準備金と五億八千万磅に増加せねばならぬ。

九月七日(木)には、内閣(緊急時任命)法 The Ministers of the Crown (Emergency Appointments)

Act に基き國家保安省が設置され、サージョントーランドが大臣に任命され、新設の戦時經濟省の機能について詳細な政府発表があった。またこの日英國醫師協會 British Medical Association は軍及國民のための完全な醫藥治療施設の計画が大りに進んだ旨を発表し、ロンドン病院協會では空襲の際に救急班派遣の中央統制部を設けた。車の灯火に関する規則は一層厳重となり、補助消防隊員が未だ一層充實せねばならぬと、ヘンドン警視寮長は閉鎖されたところの発表があった。同日供給相は事業實施の先後決定に関する勅令 The Priority of Work Order を公布し、此にまつ請願者その他は関係省の命令により一定の事業と他の事業よりも先に為さねばならなくなった。また一九三〇年道路交通法 The Road Traffic Act 1930 により貨物自動車運轉中の就業時間に加へられた制限と撤廃すための運輸相は國防法に基いて一勅令を公布した。その他、^{油類}油脂が勅令により價格及販賣を統制される物品のうちに加へられ、航空相の許可なくして鳩の輸出入が禁せられた。

九月八日(金)政治上の摩擦を避けて輿論の統一を図るため、二つの政治的調整が行はれた旨を発表した。即ち選挙開票を避けるための補欠選挙には前から議員を出して居た党から新候補を指名して反対

Very faint, illegible handwriting on the right page, possibly bleed-through or a second page of notes.

Handwritten text in a foreign language, likely German or French, covering the right page of the notebook. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

党からは立候補せぬと申合せ。また與党保守党側と協定聯絡すため、反対党労働党から連絡係をよこすことになった。戦時経済省の重要性に鑑み、支那幣制改革に聲明とあつた経済顧問リース、口スガ戦時経済省長官 Director General に任命され、また高橋の二日^に出来た航空~~機~~ 令 The Air Navigation Order が此日に公布されたので、この規定により飛行機の所有権移轉、破壊、使用停止~~等~~ などは總て直ちに登録すことになった。此の日勅令により空警警報の目的以外にはサイレンの他同様な音響器の使用禁止が実施されたほか、ロンドン州評議會とロンドンの空警時対策委員会の初會合が行はれた。労働者には予備職業 Reserved Occupation 登録法を改正して新種類の職業を追加した。食用牛及羊の價格が勅令により公定された。

九月九日(土) ロンドンの首都警備地区に百十ヶ所の市民指導部 Citizen Advice Bureau が設置され、また九十兩日遊覧~~と~~行小^の都市指定追加があり、或は日、映画館、ヤフトボール競技會、ヤミウ他の娯樂場が避難者收容地区又は中間地区のものに限り禁を解かれた。物資統制方面をみれば、各地方に石油配給官が任命され、切符配給制度の円滑と期し、肉類の卸賣配給のため、ゲラーツ、クロス

Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.

に新中央機関が設けられ、乾果の價格又販賣が勅令により統制され、また商務省から輸出品(禁止)(第二)令 *the Export of Goods (Prohibition) (No. 2) Order* により、煙草輸出のため公開認可をなすこととなつた。 *the Control of Trade by Sea Order* が發せられ、用港場から出港手續を規定して、商務省からの認可と必要とすることとなつた。また税関当局はカダフ及ブリストル運河船主協會を通じて、次々如く發表した。即ち、船舶への石炭積込は、歸り便に積込があることを保證できる時を除くは、南ウエールズからの出港のみが許されることになり、石炭不足地方の積出を制限した。統制強化の反面には、種々の不満もあり、例へばグリムスビー地方トロール船主達が、會務省に対して、現在の漁業統制計画の遂行は極めて困難なものと指摘して、彼等は最高價格と保證するだけの従来方法に歸りにかこつた。 戦時禁制品取締所がキルワオル、ウエイマウス、ケント州、ケウン統治地、デブランタル及びハイファに設置された。

九月十一日(月)に至ると、戦時運輸は愈々充實して、列車運轉が一部短縮され、北官蘭から英本國に入るのに入國許可證が要するものになり、國民生活は益々制限される行つた。之に対応して、物資配給の統制は

いよく完壁を期せしむ。先づ日用必需品に於て見よ。此の諸勅令によつて、家畜市場外の食用^牛肉の貯蔵が禁止せられ、其の最高卸賣價格が公定せられ、輸入冷蔵肉及冷凍肉の入荷が一切徹廃せられたるに
なり。食用馬鈴薯の最高價格が公定せられ、砂糖も在庫品全部^悉徹廃せられ、最高價格が公定せられたが、
食糧相は未だ三、四週間は今般配給制度を完施し、自給も済むと曰ふ新聞が發表して、食
糧全体に於てこの需給状態を公表した。またバター及チーズの配給統制の準備が開始され、自動車
用ガソリン及農業用石油の需給調整の準備も完了したと曰發表された。ミルク市場管理局は現在
のミルク供給契約と生産者より賣入免許は来年一月廿日まで有効と認めらるると發表した。また
商務省では一九三六年海^洋漁業運用令(水揚げに関する規定)と停止して、海魚輸入許可制と輸
入量制限とを撤廃した。此の日、戦時經濟省では、戦時禁制品取締に關し抑留又は拿捕せられた船
舶の処分手續を發表した。ロンドンでは去る一日若童^健健が實施せられた後の対策として、各病
院が愈々戦時準備を完了し、殊にセント・パロニロミウ病院の如きは、空襲被害者の救助義捐運動の
一端として、被服と藥への一の運動を開始した。

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

Handwritten notes in cursive Japanese script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

十二日(火) 情報省から、政府諸官衙職員七千乃至八千名が倫敦から地方へ強制分散する準備と
完了の旨発表された。また情報編ゆと取締のため、郵便検閲長官 Chief Postal Censor の許可
なくして何人とも離れ情報を含む文書その他を郵便以外の何なる手段によつても国外へ送受す
ることを禁ぜられた。またこの日、マンチエター市書記官を通過して、不当利得を貪る不正商人へ
警告が發せられた。

十三日(水) ロンドン市内諸銀行清算委員会から、千形交換高の月例発表を中止する旨公表
された。また運輸省から、國民防衛のために徵發された車輛の代價支拂率が発表された。海軍省
ではペンゴーク港の一部を、商船入港禁止地区として告示した。燈火管制の内消は遂行により、
此の日から自動車の燈火及び歩行者の手提燈火の禁止が緩和された。食糧統制は
一層強化され、國民生活と切つち切水の密接な関係がある肉類販賣業者が小賣をせしめ
る會社等の準備を促された。

十四日(木) 英國國民の食糧供給に重大な關係がある丁抹産バター、ベーコン及び鶏卵の輸入

九月三日午前十一時十五分対独宣戦布告と同時に、チエンバレン首相はウチンストン、チャーチ
 レ及びハンケイ卿の入閣により戦時内閣の組閣を発表した。戦時内閣は九名から成り
 チエンバレン首相 サイモン蔵相 ハリファックス外相 チャンドラー国防調整相
 ホアベリレー陸相 キングスレイワード空相 サミエル・ホーア國璽尚書
 チャーチル海相 ハンケイ無任所相

四、英國の戦時内閣

(エコーニスト誌九月九日)

九月三日午前十一時十五分対独宣戦布告と同時に、チエンバレン首相はウチンストン、チャーチ
 レ及びハンケイ卿の入閣により戦時内閣の組閣を発表した。戦時内閣は九名から成り

- チエンバレン首相 サイモン蔵相 ハリファックス外相 チャンドラー国防調整相
- ホアベリレー陸相 キングスレイワード空相 サミエル・ホーア國璽尚書
- チャーチル海相 ハンケイ無任所相

この六名は六の儘で、サミエル・ホーア國璽尚書は内相からの轉じ、戦時内閣の組閣は、
 対独強硬論者で第一次大戦の際に同じく海相だったチャーチル海相の入閣以外には、何等新
 しきものはなめな。

更に、同日午後第二次改組が発表されたが、此は舉國一致態制を遂へんとし、労働、自由
 両党に入閣勧説したのを拒絶されたため、一層竟義少く、唯に國家保安相の新設と
 イーデン元外相の入閣が注目も若くのみであった。

大相兼保安相 ジョシ・マンゲソン (前國體尚書) 自治領相 イーデン (元外相)
 把府院議長 スタナツポ (前海相) 大法官 インスキフ (元國防調整相)
 改組九月五日 第三次改組が行はれたのは情報省又戦時経済省新設のためであつた
 情報相 マクミラン卿 (前英國放送協定諮問委員長) 戦時経済相 クロス (前商工次官)
 會務相兼任 ランカスター公卿相 モリソン
 尚ほ六月七日ロイド・ジョージがウキリアム・ロイド・ジョージが貿易省政務次官として再び現はれまた
 支那幣制改革の名聲をあがはし経済顧問 リスロスが戦時経済省長官に任命されし事
 のまは同まへき事項とす。

因に戦時内閣は前記九閣僚で構成されしが、イーデン自治領相のみは自治領と本國との聯
 絡の必要上戦時内閣に随時出席し得ることはあつて居り
 この戦時内閣について、エコノミスト誌は大要次の如く述べて居る。

チャーチルとハンケイを際しは顔筋に新味がある、此は労働自由兩党へ入閣を勧告したが、力

エコノミスト誌の批評

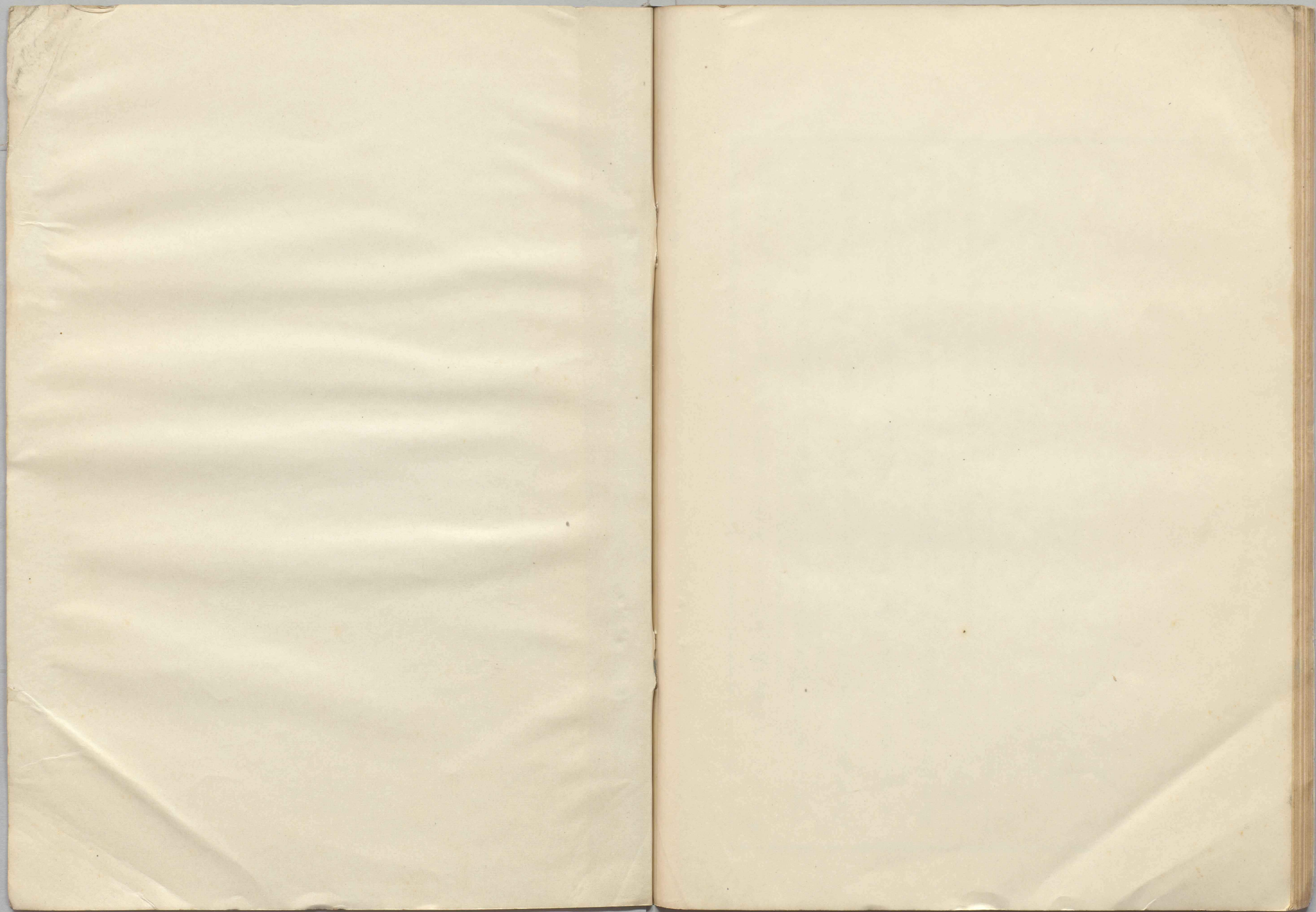
Handwritten text in a rectangular box on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

勸告は主義政策の立場から此を拒絶し、自由党内閣を交託し、此の戦時内閣の椅子を割当ら
んがら党内は政策に対する發言権をもたせしめ拘束せらるゝと云ふ理由で代表を送らなかつたので
ある。反対党として政府の戦時政策に批判的立場を留保するもよいが、政府部内に代表を送
らんと内部から政策批判を行つたならば更に有効を期するものが出来ようし、また保守党は
一九三三年マクドナルド首相信託以来ボルドウィン、4エムバレンに代り一年間政権を握つて居
たのから此際、労働自由両党から清新な人物を引入れたい。一層効果と發揮をきたさう。
また保守党自体としても、閣僚選定に今少し大膽であつて好かつた。此の内閣の功罪は
今や夫々現實化して居り、現在程に戦争の危機切迫せぬ初期に於ける此の政府の外交失
敗や、昨年ミンヘン危機の際に英園と無防備に曝した国防計畫の放任停滯を思ふは
せれば、今回の新内閣編成は、實に驚嘆に値する。

戦時内閣と云ふ言葉が使はれて居るから、一九三六年ロイドジョージの戦時内閣と同じだううと
考へると、ロイドジョージのは閣僚六名、さううう位々に唯一人ボナーロー蔵相が行政

部大臣だけで、他の五名は行政部長官の責任から解放される。此の制度には二つの長所が
 ある。先づ、戦時に関は内閣でなければ解決できない問題に全努力を傾注することが出来る。
 且各省の立場に拘泥しないで自由な立場から國事と交渉出来る。4名は内閣の對外内閣は此
 の西見地から全く異つて居る。先づその關係九名のうち、三~~名~~名が各省長官による
 責任から自由であるに過ぎない。戦時には直接關係する各省大臣を集めるが、戦
 争に同様急務な關係を有する他の各省を代表する大臣を入れたらぬ。

戦時内閣の組織と責任の所在
 戦時内閣の組織と責任の所在は、戦時内閣の組織と責任の所在に依りて決定される。戦時内閣の組織と責任の所在は、戦時内閣の組織と責任の所在に依りて決定される。戦時内閣の組織と責任の所在は、戦時内閣の組織と責任の所在に依りて決定される。



群馬県立図書館



0706602-0